第２２号様式（第５０条関係）

許可番号 第　914 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所　東京都大田区羽田４丁目１０－６
氏名　有限会社権田商事
　　代表取締役 権田　秀之
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年9月26日

目黒区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長　吉住　健一

記

1　取り扱う一般廃棄物の種類　　普通ごみ

2　事業の区分　　収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3　運　搬　先　　区長の指定する処理施設

4　作 業 場 所　　目黒区の区域内

5　許 可 期 間　　令和6年10月1日　から
令和8年9月30日　まで

6　許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この処分に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して、３か月以内に目黒区長に対し審査請求を、６か月以内に目黒区を被告（訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となります。）として取消しの訴えの提起をすることができます。